

参加者の有無を確認する公募手続きに係る意思確認書の提出を求める公告

平成31年1月16日
独立行政法人国立美術館
分任契約担当役
東京国立近代美術館長 神代 浩



1. 公募招請の主旨

本業務については、東京国立近代美術館本館、工芸館の警備をセンサー等の機器を使用して行うもので、現在機器を設置している事業者を契約の相手方とする手続きを予定しているが、それ以外の者で、下記の応募要件を満たし、かつ本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在の設置業者との契約手続きに移行し、応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 東京国立近代美術館機械警備業務
- (2) 対象機関 東京国立近代美術館本館、同工芸館（重要文化財）
- (3) 業務内容

警報・防犯装置等を設置し、当該装置等により対象物件を常時監視し、盗難、火災及びその他の異常事態（以下「異常事態」という。）の発生を未然に防止する業務である。又、異常事態発生時においては、直ちに現場に急行し適切な処置を行うとともに、現場の状況に応じ、関係各署への通報を行うものとする。

- (4) 履行期間 2019年4月1日～2022年3月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において平成30年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- ②独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- ③文部科学省及び国立美術館から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「暴力団排除に関する誓約書」に誓約できる者であること。

(2) 業務体制に関する要件

- ①契約開始時において、警備体制の空白なく、直ちに業務の履行が可能な者であること。

(3) 業務実績に関する要件

- ①過去5年間に、元請けとして1年以上継続して履行した、1件以上の同種業務の業績を有していること。
- ②国の機関、地方公共団体、独立行政法人において、警備履行場所に警報機器等を設置した経験を有すること。

(4) 技術・運用に関する要件

- ①現行機器を利用して業務を行える者であること。
- ②当館工芸館は重要文化財であるため、新たな穴開け等の作業が出来ない。現状の状況を利用して行える者であること。
- ③緊急時において、3館それぞれの場所において5～10分以内に到着出来るエリアに活動拠点を有している者であること。
- ④現行委託している有人警備会社と連携を図りながら業務を行える者であること。

(5) その他の要件

- ①業務対象物件には、重要な美術品及び資料等が保管されていることを十分に理解して業務に当たること。
- ②情報セキュリティに関する第三者機関の認定があること。
*一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークもしくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS27001）の認証取得等。

4. 手続き等

(1) 仕様書の交付期間及び場所

平成31年1月16日～平成31年2月5日（土日祝日を除く）
各日とも10時00分から18時までとする。

東京国立近代美術館運営管理部会計担当係（東京国立近代美術館本館4階）
電話番号：03-3214-2592

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成31年2月5日18時までに参加意思確認書（様式任意、ただし社印及び代表者印が押印されたものであること）及び上記3を証明する書類（契約書の写し等）、を上記4.（1）に持参して提出すること。（郵送又はFAXによる提出は認めない。）

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

4.（1）に同じ。

(3) 参加意思確認書を提出した者について、3. 応募要件を満たすと認められる者がいた場合には一般競争入札の手続きに移行する。

(4) 詳細は計画書による。